

新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画及び  
文部科学省新型インフルエンザ等対応業務継続計画等の改定について

令和 8 年 3 月 31 日  
大臣官房総務課

I. 文部科学省行動計画の改定

【案件の概要】

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(閣議決定)が令和 6 年 7 月に改定されたことなどを踏まえ、「新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画」(文部科学省新型インフルエンザ等対策本部決定)を改定する。

【政府行動計画の改定概要】

- 新型コロナウイルス感染症対応の経験や、「内閣感染症危機管理統括庁」や「国立健康危機管理研究機構 (JIH<sup>NS</sup>)」の設置等を反映。
- 全体を 3 期(準備期、初動期、対応期)に分けて記載。対策項目を 13 項目に拡充\*して内容を精緻化。  
※「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」、「水際対策」、「ワクチン」等の項目を充実・整理

【文部科学省行動計画の改定概要】

- 具体的な対策を政府行動計画の時期区分に合わせて整理。

(改正前の区分)		(改正後の区分)
未発生期		
海外発生期		準備期
国内発生早期	➡	初動期
国内感染期		対応期
小廉期		

- 政府行動計画において文部科学省が主体的に取り組むとされたものに対応して、対策項目を充実・整理。  
(例)・新型インフルエンザ等に対する学校保健上の留意点を示す  
・新型インフルエンザ等のワクチン、治療薬・治療法の開発支援  
・学校 ICT の活用など教育及び学びの継続に関する支援
- 文部科学省から関係機関への要請事項を充実・整理。  
(例)・感染者等への偏見・差別の撲滅等の普及啓発  
・大規模集会や不特定多数の集まるイベント等のオンライン開催等の検討

- 計画の位置付けを文部科学省新型インフルエンザ等対策本部決定から文部科学大臣決定に変更。  
※文部科学省新型インフルエンザ等対応業務継続計画（文部科学大臣決定）と併せた機動的な見直しを可能とするため。

## Ⅱ. 文部科学省業務継続計画の改定

### 【案件の概要】

「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（内閣官房内閣感染症危機管理統括庁決定）が令和6年9月に改定されたことなどを踏まえ、「文部科学省新型インフルエンザ等対応業務継続計画」（文部科学大臣決定）を改定する。

### 【政府ガイドラインの改定概要】

- 政府行動計画に合わせて時期区分を3期（準備期、初動期、対応期）に修正。
- 発生時継続業務を着実に遂行するための業務量の考え方を記載。  
（業務を「強化・拡充業務」、「一般継続業務」、「縮小・中断業務」に仕分け）

### 【文科省業務継続計画の改定概要】

- 業務について時期区分ごとの業務水準の目標を整理。  
（例）学校保健に関する指導助言等  
（初動期）新型インフルエンザ等に対する学校保健上の留意点について指導助言  
（対応期）都道府県等から臨時休業の要請を受けた場合の対応についても指導助言
- 行動計画等を踏まえた強化・拡充業務の追加・整理。  
（例）・学校ICTの活用に関する指導助言  
・新型インフルエンザ等のワクチン、治療薬・治療法の開発支援
- 縮小・中断業務の明確化。  
（例）・文部科学省主催イベント等のオンライン開催、延期又は中止等  
・調査統計業務、周知啓発業務、研修業務、調査研究協力者会議等企画立案業務等の縮小・中断の検討

## Ⅲ. 文部科学省新型インフルエンザ等対策本部等の設置要領の改定

文部科学省の組織改編等を踏まえ、文部科学省新型インフルエンザ等対策本部及び作業部会の設置要領を改定する。

## Ⅳ. 今後のスケジュール

令和8年4月1日 I～Ⅲに記載の3文書の実施  
以降 省内及び関係機関への周知